

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事故時の応急の措置命令
概要	事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に排出されたことで人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。届出事業場又は特定事業場の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第64条第2項
処分基準	事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に排出されたことで人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。届出事業場又は特定事業場の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設一条不-26】 処分基準中の別紙

○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（事故時の措置）

第六十四条 事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に流出したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該汚水又は廃液の流出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあつては、この限りでない。

2 知事は、前項本文の場合において、事業者（届出事業場又は特定事業場の設置者に限る。）が同項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。